



公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク商品類型 No.130 認定基準書

家具 Version2.9

—適用範囲—

別表 1、別表 2に定める「家具」とする。なお、電気用品安全法にもとづく「特定電気用品以外の電気用品」のうち、日本標準商品分類の「329 電灯付家具」および「330 コンセント付家具」に該当する製品は対象とするが、「331 その他の電気機械器具付家具」に該当する製品は対象外とする。

制 定 日:2016年 6月 1日
最新改定日:2025年 4月 1日
有 効 期 限:2028年 5月31日



[目次]

1. 認定基準制定の目的	1
2. 適用範囲	1
3. 用語の定義	1
4. 認定の基準と証明方法	5
4-1.環境に関する基準と証明方法	5
4-1-1.省資源と資源循環	5
4-1-2.地球温暖化の防止	10
4-1-3.有害物質の制限とコントロール	10
4-1-4.生物多様性の保全	15
4-1-5.ユーザへの情報提供	16
4-2.品質に関する基準と証明方法	17
5. 配慮事項	17
6. 商品区分、表示など	18



エコマーク商品類型 No.130 認定基準書 家具 Version2.9

1. 認定基準制定の目的

経済産業省工業統計表では、2014年の木製家具製造業の出荷額は、8,140億円、同金属製製造業の出荷額は、4,187億円となっている。

家具は、木材や金属、プラスチックなど多種多様な材料を使用しており、材料の生産加工から部品製造、塗装、組み立てに至るまで多くの工程を経て造られているため、環境に対して様々な影響がある。従って、家具については、製品ライフサイクルの観点から、資源採取の側面だけでなく、製造段階での塗料、接着剤などの化学物質の使用、長期使用設計や使用後の廃棄・リサイクルにも配慮することが重要である。こうした状況を鑑みると、エコマークとして、様々な面で環境に配慮した家具を推奨し普及を図ることは、環境保全上の意義が大きい。

これまでの「家具」に関するエコマーク商品類型は、製品の長期使用による廃棄物排出の削減という観点より1995年7月に商品類型 No.68「部品の交換修理の容易な事務用および学校用椅子」を制定した後、製品ライフサイクルの観点から総合的に見直しを行い、併せて No.115「廃木材・間伐材・小径木などを使用した木製品」および No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」において対象としている家具についても統合し、商品類型 No.130「家具 Version1」として2004年7月に制定した経緯がある。

今回、最新の市場動向や環境規制などを踏まえ、「家具 Version1」の認定基準をレビューし、Version2として基準を制定した。

2. 適用範囲

別表 1、別表 2に定める「家具」とする。なお、電気用品安全法にもとづく「特定電気用品以外の電気用品」のうち、日本標準商品分類の「329 電灯付家具」および「330 コンセント付家具」に該当する製品は対象とするが、「331 その他の電気機械器具付家具」に該当する製品は対象外とする。

3. 用語の定義

処方構成成分	製品に特定の機能を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。
添加剤	製品に新しい性質を与えたり、不足している性質を補ったりするために加えるもの。
主要材料	製品の構成材料(紙材、木材、プラスチック材)として、金属および接着剤・塗料などの副資材を除いた製品質量の50%以上を占める材料。ただし、各々の構成材料が金属および接着剤・塗料などの副資材を除いた製品質量の50%に満たない場合には、紙材、木材、プラスチック材のうち、最も質量割合が高い材料を主要材料とする。

紙材に関する用語

市中回収古紙	店舗、事務所および家庭などから発生する使用済みの紙であって、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの(商品として出荷され流通段階を経て戻るものを含む。)
産業古紙	原紙の製紙工程後の加工工程から発生し、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの。 ただし、紙製造事業者等(当該紙製造事業者の子会社、関連会社等の関係会社を含む。)の紙加工工場、紙製品工場、印刷工場及び製本工場など、紙を原料として使用する工場若しくは事業場において加工を行う場合、又は当該紙製造事業者が製品を出荷する前に委託により他の事業者により加工を行わせる場合に発生するものであって、商品として出荷されずに当該紙製造事業者により紙の原料として使用されるものは、古紙としては取り扱わない(当該紙製造事業者等の手を離れ、第三者を介した場合は、損紙を古紙として取り扱うための意図的な行為を除き、古紙として取り扱う。)
古紙パルプ	使用済みの紙・板紙又は紙・板紙の断裁くずなどを離解処理又は離解・脱インキ処理して得たパルプ。
古紙パルプ配合率	製品に含まれるパルプ中の古紙パルプの質量割合で、古紙パルプ/(バージンパルプ+古紙パルプ)×100(%)で表される。ただし、パルプは含水率 10%の質量とする。なお、損紙については、古紙パルプ配合率の計算式の分母、分子にそれぞれ含めない。パルプモールドおよび古紙裁断による緩衝材など、歩留まり 100%のものは、古紙パルプ配合率 100%とみなす。
損紙	以下のいずれかに該当するもの。 ・製紙工程において発生し、そのまま製紙工程に戻され原料として使用されるもの(いわゆる「回流損紙」。ウェットブローク及びドライブローク)。 ・製紙工場又は事業者内に保管されて原料として使用されるもの(いわゆる「仕込損紙」)。 ・前述の産業古紙の定義において、「ただし書き」で規定されているもの。
紙製造事業者	日本標準産業分類(平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 175 号)の中分類に掲げる「紙製造業(142)」であり、小分類の「洋紙製造業(1421)」「板紙製造業(1422)」「機械すき和紙製造業(1423)」および「手すき和紙製造業(1424)」をいう。
子会社、関連会社及び関係会社	金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 193 条の規定に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 8 条の各項に定めるものをいう。

木材に関する用語

再・未利用木材	以下に定義する間伐材、廃木材、建設発生木材、低位利用木材および廃植物繊維をいう。
---------	--

・間伐材	： 林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の個体密度を調整する作業により生産される木材。
・廃木材	： 使用済みの木材(使用済み梱包材など)、木材加工工場などから発生する残材(合板・製材工場などから発生する端材、製紙未利用低質チップなど)、剪定した枝、樹皮などの木材および木質材料。
・建設発生木材	： 建築物解体工事、新築・増築工事、修繕模様替え、その他工作物に関する工事などの建設工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料。

・低位利用木材	<p>林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材。小径材については、末口径 14cm 未満の木材とする。また、竹林で産出される環境保全上の適切な維持管理のために伐採する竹も含む。</p> <p>なお、小径材については、末口径 14cm 未満の木材とし、以下の a あるいは b に該当する場合は、中立的な第三者あるいは公的機関によって、持続可能な管理がされている森林(※)であることの認証を受けているものとする。</p> <p>a. 天然生林から産出された丸太から得られる小径材</p> <p>b. 人工林において皆伐、郡状拓伐および帯状拓伐によって産出された丸太から得られる小径材</p> <p>(※「持続可能な管理がされている森林」については、No.115「間伐材、再・未利用木材などを使用した製品 Version2」別表 1 を参照のこと)</p>
・廃植物繊維	<p>もみがらなどの農作物の収穫および製造工程で発生する農業残渣、および麻袋などの使用済み梱包材など。</p>

天然林	<p>厳密には人手の加わらない森林であるが、人為の影響を受けた森林でも、天然林化の方向にあり、将来ともその方向を求めていく森林も含めて天然林と呼ぶ。自然林も同じである。</p>
天然生林	<p>天然更新による自然に近い森林で、木材や林産物の供給などのための対象になり、更新補助作業や保育などの行われる森林。</p>
人工林	<p>苗木の植栽か播種などにより人為的に造成された森林。</p>
木質部	<p>木の実質(植物繊維も含む)。</p>
接着剤	<p>製品を製造するに必要不可欠な接着機能を果たすために添加するもの。また、オーバーレイを施すにあたって、合成樹脂系シートなどを素板と接着させたり、金具・金属などの異なる材料を接着させたりするために添加するものも含む。</p>
森林認証制度	<p>独立した森林認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関が森林を経営する者の森林管理水準を評価・認証する仕組み(林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」より)。</p>
クレジット方式	<p>個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材が等しく使われているとみなす方式をいう(環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成 28 年 2 月)」より抜粋)。</p>

プラスチック材に関する用語(本基準では合成繊維もプラスチック材に含める)

再生プラスチック	<p>ポストコンシューマ材料およびプレコンシューマ材料からなるプラスチック。</p>
リサイクル	<p>マテリアルリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。</p>
ポストコンシューマ材料	<p>製品として使用された後に、廃棄された材料または製品。</p>
プレコンシューマ材料	<p>製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。ただし、原料として同一の工程(工場)内でリサイクルされるものは除く。</p>
プラスチック	<p>単一もしくは複数のポリマーと、特性付与のために配合された添加剤、充填材等からなる材料。</p>

ポリマー	プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。
ポリマーリサイクル繊維	合成樹脂または合成繊維の再生原料を、再生処理フレークまたはペレットなどを利用してポリマー構造を変えずにリサイクルされた繊維。
ケミカルリサイクル繊維	ナイロンまたはポリエステルなどの合成樹脂または合成繊維の再生原料から、ポリマーを解重合して得たモノマーを原料として重合して得たポリマーからなる繊維。
繊維由来リサイクル繊維	ポリマーリサイクル繊維またはケミカルリサイクル繊維のうち、故繊維を主原料としたリサイクル繊維。プレコンシューマ素材およびポストコンシューマ素材の故繊維を原料として対象とするが、ポストコンシューマ素材の故繊維を受け入れてリサイクルしている実績がある場合に限る。繊維化までの一連のリサイクル工程に投入される主たる再生原料が故繊維であれば、投入される再生原料の一部に廃プラスチックが含まれる場合でも、投入される再生原料の全量を故繊維由来とみなすことができる。
バイオマス合成繊維	バイオマスプラスチックを原料とする合成繊維。
バイオマス	もともと、生態学で生物(bio)の量(mass)を示す用語である。本認定基準では、化石燃料を除く、動植物に由来する有機物である資源のことをいう。
バイオマスプラスチック	原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するバイオベース合成ポリマーからなるプラスチックで、原料として植物を使用するプラスチックは、植物由来プラスチックともいう。 なお、本認定基準では、ポリエチレン(PE)、ポリエチレンテレフタレート(PET)、ポリ乳酸(PLA)およびポリトリメチレンテレフタレート(PTT)などがある。 ※ISO16620-2 または ASTM D6866 に規定される ¹⁴ C 法によるバイオベース炭素含有率が確認できるもの。
バイオベース合成ポリマー	全面的または部分的にバイオマス資源を原料として、化学的および/または生物学的工業プロセスによって得られるポリマー。ISO 16620-1 3.1.4に定義されるbiobased synthetic polymerを指す(原文 polymer obtained through chemical and/or biological industrial process(es) Wholly or partly from biomass resources)。
バイオベース合成ポリマー含有率	製品(または認定基準で指定する部分)に占めるバイオベース合成ポリマー中のバイオマス資源由来部分の割合。でんぷん等の天然ポリマーは含まれない。ISO 16620-1 3.1.5に定義されるbiobased synthetic polymer contentを指す(原文 biobased synthetic polymer content: amount of biobased synthetic polymer present in the product)。

繊維に関する用語

未利用繊維	コットンリッター、紡績時に発生する短繊維(同グレードの糸としては利用できないものや、利用に際し何等かの処理を必要とするもの)、廃植物繊維質から取り出した繊維(バナナ繊維など)など、未利用原料を用いた繊維。
コットンリッター	綿の繊維のうち、開花後 4~12 日頃に遅れて突起をはじめた短い地毛。
廃植物繊維質	農作物の収穫および製造工程で発生する農業残渣など、通常は廃棄される茎などの未利用の植物の繊維質部分。
故繊維	不要になった中古衣類を含む廃繊維製品類。家庭や事業所から回収さ

	れる使用済みの古着、古布である「ボロ」と、織布工場の糸くず、縫製工場の裁断くずなどの製造工程から発生する「屑繊維」の両方を指す。
反毛繊維	プレコンシューマ素材およびポストコンシューマ素材の故繊維を反毛機で解きほぐし、綿状に戻した繊維。

革材に関する用語

エコレザー	革に関する一定の材料基準を満足し、環境への影響が少ないと認められた革材料をさす。日本エコレザー認定ラベル(JEL ラベル)やドイツのSG ラベル、エコテックス、EU 靴ラベルなどが知られている。
革	銀付き革(毛付き革を含む)および床革をいう。
銀付き革	銀付き面を有する革であって、皮膚断面構造(銀面層、網状層)を損なっておらず、鞣し加工が行われ、仕上げ・塗装膜厚が 0.15mm 以下であり、なおかつ断面構造の 70%以上が革であるものをいう。
床革	革を層状に分割したときに生ずる肉面側の残革を再利用した革であって、革繊維構造を損なっておらず(粉碎などして)おらず、鞣し加工が行われ、仕上げ・塗装膜厚が 0.15mm 以下であり、なおかつ断面構造の 70%以上が革であるものをいう。

4. 認定の基準と証明方法

エコマーク認定材料を使用する場合は、当該材料の「商品ブランド名」および「認定番号」を付属証明書に明記することで、原料供給証明書などに代えることができるものとする。

4-1.環境に関する基準と証明方法

4-1-1.省資源と資源循環

<共通>

(1)主要材料が、表 1 の再生材料の基準配合率を満たすこと。

ただし、金属類が製品全体質量(接着剤・塗料などの副資材除く)の 95%以上使用されている棚、収納用什器、ディスプレイスタンドは本項目(1)に代えて基準項目(2)を満たすこと。別表 2のマットレスは本項目(1)に代えて基準項目(3)を満たすこと。

なお、本項目(1)に代えて、別表 2に該当しない品目で金属類が製品全体質量(接着剤・塗料などの副資材除く)の 90%以上使用されている製品は基準項目(2)を、主要材料がプラスチック材に該当しバイオマスプラスチックを使用する製品は基準項目(4)を、別表 2に該当しない品目で製品の外面積の 50%が革材を使用する製品は基準項目(22)を、主要材料が木材に該当し森林認証木材を使用する製品は基準項目(24)を、それぞれ満たすことでもよい。

表 1 再生材料の基準配合率

主要材料名	再生材料の原料名	基準配合率
紙材	古紙パルプ	70%以上
木材	再・未利用木材	30%以上
プラスチック	ポストコンシューマ材、プレコンシューマ材	15%以上*

*ポストコンシューマ材を使用する場合は、10%以上とする。

【証明方法】

<古紙パルプの場合>

古紙パルプ配合率(質量割合)を明記した証明書および、各製造工程における事業者名を記載した製造工程・管理証明書を提出すること。

また、製紙事業者の発行する、以下の項目①②を含んだ古紙パルプ配合率(最低限保証される具体的な数値)を示す紙質証明書を提出すること。

- ①製造工場における管理の徹底(技術標準書(品質規格書)にエコマーク製品への供給原紙の古紙パルプ配合率を明記する、「古紙パルプ等配合率検証制度チェックリスト」(2008年4月2日 日本製紙連合会)またはこれに準じた製紙事業者の古紙パルプ配合率についての内部監査を実施するなど)
- ②製造工場におけるエコマーク製品への供給原紙の製造又は品質管理の担当者(以下、「管理担当者」という。)名の明記

<再・未利用木材の場合>

再・未利用木材の割合(質量割合)を明記した証明書および、各製造工程における事業者名を記載した製造工程・管理証明書を提出すること。また、原料事業者の発行する、原料が再・未利用木材であることの証明書を提出すること。

原料に間伐材を使用する場合は、原産地、樹種、数量、植栽年を記載した原産地証明書と対象となる林分の写真(間伐が行われたことがわかるもの)を提出すること。間伐率や何回目の間伐かといった情報も可能な限り報告すること。

- 原料に低位利用木材を使用する場合は、以下について記載した証明書を提出すること。
- ・ 森林の種類(天然生林、人工林など)、原産地、樹種。人工林の場合は、植栽年についても記載すること。
 - ・ どのような状況(病虫獣害・災害を受けたとか曲がり材あるいは小径材であるかなど)で産出された木材であるか。小径材については、施業方法、末口径などを報告すること。

なお、小径材で用語の定義における a.あるいは b.に該当の場合は、第三者による持続可能な森林であることの認証を受けたことを証明する書類をあわせて提出すること。

また、原料に竹を使用する場合は、環境保全上の適切な維持管理のための伐採であることを説明すること。商品類型 No.111「木材などを使用したボード Version2」の認定商品を使用した製品にあつては、当該製品の「商品ブランド名」および「認定番号」を申込書に明記することで、基準への適合の証明に代えることができるものとする。

なお、質量割合の計算では、気乾状態(*1)または $20 \pm 2^{\circ}\text{C}$ 、湿度 $65 \pm 5\%$ で恒量(*2)に達した時点での製品または各材料の質量比率を指す。

*1: 通風のよい室内に7日間以上放置したものをいう。

*2: 24時間ごとの質量を測定し、その変化率が0.1%以下になったものをいう。

*1 については、製材・丸太を使用の場合には適用しない。ただし、国内外の公的な乾燥材含水率基準のうち含水率15%以下の含水率基準に相当している木材を使用している場合は適用できる。

<再生プラスチックの場合>

再生プラスチックの質量割合の証明書および、各製造工程における事業者名を記載した

製造工程・管理証明書を提出すること。また、再生材料回収事業者の発行する原料供給証明書を提出すること。合成繊維の場合には、4-1-1(3)と同様の証明書を提出すること。

(2) 金属類が製品全体質量(接着剤・塗料などの副資材除く)の95%以上使用されている棚、収納用什器、ディスプレイスタンド、または、**別表2**に該当しない品目で金属類が製品全体質量(接着剤・塗料などの副資材除く)の90%以上使用されている製品は、以下 a)~d)の全ての要件を満たすこと。

- a) 製品は従来品と比較して原材料の使用量の削減および部品・部材の軽量化・減量化(リデュース配慮設計)、再生可能な材料の使用(リサイクル配慮設計)がなされていること。具体的には**別表3**のチェックリストの要件を満たすこと。
- b) 収納庫(カルテ収納棚等の特殊用途は除く)または棚(書架・軽量棚・中量棚)の棚板については、棚板一枚当たりの荷重が棚板質量の10倍以上であること。
- c) 製品は、以下の計算式より求めた単一素材分解可能率の値が90%以上であること。

$$\text{単一素材分解可能率(\%)} = \text{単一素材まで分解可能な部品数} / \text{製品部品数} \times 100$$

なお、次のいずれかに該当するものは、単一素材分解可能率の算定対象となる部品に含まれないものとする。

- ① 盗難、地震や操作上起こりうる転倒を防止するための部品(錠前、転倒防止機構部品、安定保持部品等)
 - ② 部品落下防止の観点から、本体より張り出しが起きる部位を保持する部品(ヒンジ、引出レール等)
 - ③ 日本産業規格またはこれに準ずる部品の固定又は連結等に使用する付属のネジ
- d) 製造あるいは販売事業者(事業者団体を含む)などが提供するシステムとして、申込製品を回収・リサイクルするシステムがあり、そのための情報提供がなされていること。また、当該システムによって回収された製品の金属部分質量の少なくとも90%以上がマテリアルリサイクルされること。

【証明方法】

- a) 申込者または製造事業者は、記入表 H のリデュース・リサイクル配慮設計チェックリストおよびその添付資料を提出すること。
- b) 申込者または製造事業者は、付属証明書に棚板質量、棚耐荷重を記載し、提出すること。
- c) 申込者または製造事業者は、単一素材まで分解可能な部品数、製品部品数、単一素材分解可能率を記載し、提出すること。
- d) 別紙の証明書および資料を提出すること。

(3) マットレスは、詰物に使用する繊維が表 2 の基準配合率を満たすこと。

表 2 基準配合率

対象素材	材料名	基準配合率
ポリエステル繊維	ポリマーリサイクル繊維またはケミカルリサイクル繊維	50%以上(繊維部分質量中)
	バイオマス合成繊維(認定基準(4)b)c)に適合するもの)	25%以上、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上(繊維部分質量中)
フェルト(熱可塑性素材、接着剤による結合を除く)	未利用繊維または反毛繊維	100%(フェルト部分質量中)

【証明方法】

申込者または製造事業者は製品全体の質量割合を記載した証明書を提出すること。繊維材料供給事業者の発行する未利用・再生原料の詳細、再生方法、配合率、管理方法などを記載した原料証明書を提出すること。バイオマス合成繊維の場合には、4-1-1(4)と同様の証明書を提出すること。

(4) 主要材料がプラスチック材で、バイオマスプラスチック(バイオマス合成繊維含む)を使用する製品は、以下 a)～c)の全ての要件を満たすこと。ただし、基準項目(1)を選択した場合は、本項目は適用しない。

a) プラスチック中のバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上でかつ、バイオマスプラスチックの質量割合が25%以上であること。

b) プラスチック製造に原料として使用するバイオマスの持続可能性については、別表4(a)「バイオマスプラスチック(原料樹脂)の持続可能性に関するチェックリスト」に適合するとともに、サプライチェーンを把握していること。ただし、バイオマス原料の持続可能性について第三者による監査または認証(プラスチック等の持続可能性を検証する国際認証制度など)を受けている場合には、その結果を別表4(a)の提出に代えることができる。

c) バイオマスプラスチック(原料樹脂)について、製品ライフサイクル全体の温室効果ガスの排出量(CO₂換算)が、代替しようとする従来の樹脂と比較して増加しないことをライフサイクルアセスメント(LCA)によって確認していること。

【証明方法】

a) プラスチック中のバイオベース合成ポリマー含有率を計算した証明書を提出すること。そのうちバイオマスプラスチック(原料樹脂)は、ISO16620-2 または ASTM D6866 に規定される ¹⁴C 法によるバイオベース炭素含有率の測定結果の値と成分組成を用いて、ISO16620-3 に規定される方法により算出したバイオベース合成ポリマー含有率の測定結果を記載すること。なお、測定結果と規格上のバイオベース合成ポリマー含有率に10%を超える乖離がある場合には、その理由も説明すること。添付書類として、バイオベース炭素含有率の測定結果を提出すること。

また、認定後のバイオベース合成ポリマー含有率の適正な維持について、原料樹脂供給事業者(販売事業者を含む)が発行する以下のいずれかの証明書を提出すること。

- ・バイオベース炭素含有率の測定を定期的の実施すること、および測定結果をエコマーク事務局の要請に応じて開示できることの説明文書

・バイオベース合成ポリマー含有率の管理について、第三者による監査または認証を受けていることの証明書

b) バイオマス原料の素性(栽培地(国、州、市等)または廃棄物・副産物等の発生過程など)および(原料樹脂)製造までの一連の製造工程のフロー図(基礎化学品(モノマー)の製造、ポリマー製造等の関係する事業者名を明らかにすること)、およびチェックリストまたは第三者による監査または認証を受けていることを示す資料を提出すること。

なお、エコマークで認定事例のないバイオマスプラスチックやバイオマス原料を使用した製品のエコマーク申請にあたっては、エコマーク事務局から申請者(もしくは樹脂供給者等)に原料等に関する情報提供(別表 4(b))を要請する場合がある。

c) 第三者によるライフサイクルアセスメント(LCA)の結果を提出すること(LCA の評価結果とともに算定条件を示すこと。プラスチックの持続可能性を検証する国際認証制度などにおいて LCA の検証を受けた場合には、そのデータを用いることでもよい。また、原料や製造工程(工場)が同じ場合には、学術雑誌等で発表された論文を用いることでもよい)。

<共通>

(5) 保守部品または消耗部品の供給期間は当該製品の製造停止後、10 年以上とすること。ただし、単一部材のみで構成される製品(例えば、プラスチックの成型品など) または基準項目(6)において製造停止後 10 年以上、利用者の依頼に応じて修理を行っている場合は、本項目を適用しない。

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また本事項を明記した取扱説明書、リーフレット、ウェブサイトなどの該当部分の写しを提出すること。

<共通>

(6) 修理の受託体制が整備され、利用者の依頼に応じて修理を行っていること(リペアシステム)。体制の整備として以下 a) および b) を満たすこと。単一部材のみで構成される製品(例えば、プラスチックの成型品など)は、本項目を適用しない。

a) 修理を受託することの情報提供がなされていること。

b) 修理の範囲(サービス内容)、連絡先などに関する情報提供がなされていること。

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また本事項を明記した取扱説明書、リーフレット、ウェブサイトなどの該当部分の写しを提出すること。

<共通>

(7) 製品は、リサイクルし易いように、金属、主要材料などの分別が可能であること。ただし、安全性などを考慮し、容易に分別できないことが必要な部品は除く。また、製品の包装は、省資源化、リサイクルの容易さに配慮されていること。

【証明方法】

分別方法について記載した製品の設計書もしくは説明書を提出すること。なお、安全性などを考慮し、容易に分別できないことが必要な部品がある場合には、その旨を説明すること。製品の包装材料とその原材料を具体的に記載すること(図・写真などを用いて補足してもよい)。

<主要材料がプラスチック材(合成繊維除く)>

(8)製品は、リサイクルし易いように、プラスチックの種類を部品に表示すること。プラスチックの種類表示は JIS K 6899 または ISO 1043-1 の記号を用い、質量が 100g 以上の部品にプラスチックの種類を表示すること。なお、表示が技術的な困難な部品は本項目を適用しない。

【証明方法】

プラスチックの種類表示の部品リスト(種類表示に関する図面などでも可)を提出すること。

4-1-2.地球温暖化の防止

<共通>

(9)発泡剤にフロン類(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 2 条第 1 項に定める物質)が使用されていないこと。

【証明方法】

使用する発泡剤の物質名を付属証明書に記載の上、使用物質に関する安全データシート(SDS)を提出すること。

4-1-3.有害物質の制限とコントロール

<共通>

(10)申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など(以下、「環境法規等」という)を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況(違反の有無)を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)

b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)～5)の資料(記録文書の写し等)

- 1)工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧
- 2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)
- 3)記録文書の保管について定めたもの
- 4)再発防止策(今後の予防策)
- 5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

<共通>

(11)製品の包装に使用されるプラスチック材料は、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックを使用していないこと。

ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックを使用している製品の場合は、使用済み製品のプラスチック部分の 70%以上が回収されること。さらに、回収されたプラスチック部分の 70%以上が、マテリアルリサイクルされること。本項目は使用期間が 20 年以上と想定される製品、着色剤、フッ素系添加剤、難燃剤、接着剤、コンセントなどの電装品については適用しない。

【証明方法】

製品の包装材料とその原材料を具体的に記載すること(図・写真などを用いて補足してもよい。) また、製品および製品の包装に使用されるプラスチック材料に、ハロゲンを含むプラスチックを使用していないことを付属証明書に記載すること。回収・リサイクルシステムの証明は、認定基準 4-1-1(2)d)と同様の証明書を提出すること。また、使用期間が 20 年以上と想定される製品の場合には、その根拠となる耐用年数、使用実績(類似する製品でも可)などの説明資料を提出すること。

<共通>

(12)製品には、PBB(ポリブロモビフェニル)、PBDE(ポリブロモジフェニルエーテル)、短鎖塩素化パラフィン(鎖状 C 数が 10～13、含有塩素濃度が 50%以上)および HBCD(ヘキサブロモシクロドデカン)を処方構成成分として添加しないこと。

製品は、抗菌剤を可能な限り使用しないこと。なお、抗菌剤を使用する場合には、一般社団法人繊維評価技術協議会の SEK マーク、一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク等の認証を受けていること。

【証明方法】

申込者は、付属証明書へ本項目への適合状況を記入すること。抗菌剤を使用している場合には、認証書の写しを提出すること。

<共通>

(13)製品に使用される塗料は、処方構成成分として、**別表 5**に規定する重金属類の添加がないこと。

【証明方法】

該当物質の添加の有無記載リストを提出すること。

<共通>

(14) 屋内家具に使用される接着剤(ユーザ自身が組み立てることを前提に販売される家具に付属される接着剤を含む)は、別表 6 の「建材からの VOC 放散速度基準(建材から放散する VOC の自主表示に関する検討会)」の放散基準値を満たすこと。または、接着剤における VOC の 4 物質(トルエン、キシレン、エチルベンゼンおよびスチレン)の各々の含有量が 0.1%(質量比)未満であること。

【証明方法】

VOC の 4 物質の放散について、第三者機関または自社などによる JIS A 1901「建築材料の揮発性有機化合物(VOC)、ホルムアルデヒドおよび他のカルボニル化合物放散測定方法－小型チャンバー法」に従う試験結果、または関連団体の登録制度などによる VOC の 4 物質の添加がないこと、あるいは SDS 等で VOC の 4 物質の含有量が 0.1%(質量比)未満であることが確認できる書類を提出すること。

<共通>

(15) 屋内家具に使用される接着剤・塗料、または、接着剤・塗料が使用された屋内家具(部品)は、ホルムアルデヒドの放散について、以下の a)～c)のいずれか一つに適合すること。ただし、金属部品に使用される焼付け塗装は除く。

また、F☆☆☆☆等級に相当する塗料が使用できない場合には、塗装後、十分な養生期間を設け、出荷段階で F☆☆☆☆等級に相当することを確認していること。

a) JIS 規格または JAS 規格による F☆☆☆☆等級に相当していること。

b) JIS A 1460「建築用ボード類のホルムアルデヒド放散量の試験方法－デンケータ法」により測定したホルムアルデヒド放散量が平均値:0.3mg/L 以下、最大値:0.4mg/L 以下であること。

c) JIS A 1901「建築材料の揮発性有機化合物(VOC)、ホルムアルデヒドおよび他のカルボニル化合物放散測定方法－小型チャンバー法」により測定したホルムアルデヒド放散速度が $5\mu\text{g}/(\text{m}^2\cdot\text{h})$ 以下であること。

【証明方法】

材料あるいは製品における接着剤、塗料の使用の有無を付属証明書に記載すること。なお、接着剤、塗料の使用のある場合は、以下の a)～c)のうち、いずれか一つの方法を用いて証明すること。

a)に適合する場合は、JIS 規格または JAS 規格による F☆☆☆☆等級の表示が認められたことを証明する書類またはその写しを提出すること。また、b)または c)に適合する場合は、JIS A 1460 あるいは JIS A 1901 に定める方法に従い、第三者機関または自社などによる試験結果を提出すること。ただし、紛体塗料、建築基準法の告示対象外とされている JIS に該当する塗料は、それを証明あるいはその写しを提出することで試験結果に代えることができる。F☆☆☆☆等級に相当する塗料が使用できない場合には、塗装後、十分な養生期間を設け、出荷段階で F☆☆☆☆等級に相当することを試験結

果などで確認していることを説明する文書を提出すること。

<主要材料が木材>

(16) 屋内家具に使用する木質材料(エンジニアリングウッド)は、ホルムアルデヒドの放散のないもの、または JIS 規格および JAS 規格に規定されているホルムアルデヒド放散量基準の F☆☆☆☆の認定を受けたもの、またはこれと同等のものを使用すること。

【証明方法】

4-1-3(15)と同様の証明書を提出すること。

<主要材料が木材>

(17) 屋内家具に使用される塗料は、**別表 6**の「建材からの VOC 放散速度基準(建材から放散する VOC の自主表示に関する検討会)」の放散基準値を満たすこと。または、塗料における VOC の 4 物質(トルエン、キシレン、エチルベンゼンおよびスチレン)の各々の含有量が 0.1%(質量比)未満であること。金属部品に使用される焼付け塗装は除く。

【証明方法】

VOC の 4 物質の放散について、第三者機関または自社などによる JIS A 1901「建築材料の揮発性有機化合物(VOC)、ホルムアルデヒドおよび他のカルボニル化合物放散測定方法—小型チャンバー法」に従う試験結果、または関連団体の登録制度などによる VOC の 4 物質の添加がないこと、あるいは SDS 等で VOC の 4 物質の含有量が 0.1%(質量比)未満であることが確認できる書類を提出すること。

<主要材料が木材>

(18) 製品は木材保存剤(木材防蟻剤、木材防腐剤、木材防虫剤および木材防かび剤)を処方構成成分として添加している場合は、(公社)日本木材保存協会の認定を受けている木材保存剤を使用すること。

【証明方法】

木材保存剤の添加の有無をエコマーク商品認定・使用申込書に記載すること。これらを添加している場合は、薬剤使用理由および薬剤が(公社)日本木材保存協会の認定を受けていることの証明書を提出すること。

<主要材料が木材>

(19) 建設発生木材のうち、建築解体木材(建築物解体工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料)を原料として使用する場合は、防腐・防蟻・防虫処理が施された材を分別・排除して使用すること。また、製品中の建築解体木材を使用した部分の有害物質の含有量について、土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年、環境省令第 29 号)別表第五に挙げられた六価クロムおよびヒ素の含有量基準を満たすこと。

【証明方法】

建築解体木材を使用する場合は、防腐・防蟻・防虫処理が施された建築解体木材を分別していること、あるいは使用のないことの証明書(作業マニュアル、工程フローなど)を提出

すること。また、第三者機関または自社などにより実施された試験結果を提出すること。

<主要材料がプラスチック材(合成繊維除く)>

(20)プラスチック部品は、**別表 7**に規定する重金属類の含有基準値を満たすこと。

【証明方法】

重金属類の基準値を満たすための管理方法を説明した文書を提出すること。

また、再生材料を使用したプラスチック部品について、第三者機関または自社などにより実施された重金属類の試験結果を提出すること。試験方法は改正 RoHS 指令などに準拠した方法とする。

<主要材料がプラスチック材のうち、繊維(人工皮革、合成皮革を含む)>*未利用繊維等含む

(21)製品に使用する繊維は、以下 a)~c)の全ての要件を満たすこと。

- a)各種加工(防かび、蛍光増白、難燃、柔軟、衛生、抗菌、製品漂白)について、必要最小限にとどめ、過剰加工にならないよう十分配慮し、人体への安全性に疑義のある加工剤の使用は自粛すること。また、**別表 8**の基準に適合すること。
- b)遊離ホルムアルデヒド量は、**別表 9**の基準値に適合すること。または、F☆☆☆☆等級(ホルムアルデヒド放散速度 $5 \mu\text{g}/(\text{m}^2 \cdot \text{h})$ 以下)の認定を受けていることでもよい。ただし、屋外に設置される製品は本項目を適用しない。
- c)使用する染料、顔料において、**別表 10**の①、②、③に定める染料・顔料、およびクロムを処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】

- a)申込者または製造事業者は製品の加工の有無などを記載した証明書を提出すること。対象となる種類の加工あるいは薬剤が使用されている場合には、別表 8 の対象物質の不使用を確認できる安全データシート、または試験結果などの証明書類を提出すること。
- b)遊離ホルムアルデヒド量について、第三者機関または自社などによる試験結果、または F☆☆☆☆等級の認定書の写しを提出すること。
- c)染色工場(原着、プリント含む)による当該物質の不使用証明書、あるいは試験結果を提出すること。「繊維製品に係る有害物質の不使用に関する自主基準(日本繊維産業連盟)」に準拠し、小付属を除く全ての繊維材料について、サプライチェーンの各段階において**別表 10**の①、②、③に定める染料・顔料およびクロムの不使用を不使用宣言または試験結果などの書面により確認し、トレーサビリティを明確にして管理を行っている場合は、申込者または製造事業者による管理方法を説明する証明書(確認書類のサンプルを含む)でもよい。

<革材>

(22)**別表 2**に該当しない品目で、製品の外面積の 50%が革材を使用する革材料は、以下 a)~g)の全ての要件を満たすこと。ただし、基準項目(1)を選択した場合は、本項目は適用しない。

- a)牛革、豚革、羊革、馬革または山羊革であって、かつ、肉(食料)の副産物であること。
- b)カビ・魚・石油・芳香剤などの異常臭がないこと。「異常臭がない」とは、5段階官能パネル法(ドイツ工業品標準規格 DIN10955 またはスイス国家規格 SNV195651)に従って測定した臭気試験の結果が等級3以下であることとする。
- c)ホルムアルデヒドの溶出は、対象製品ごとに「別表9」の基準値に適合すること。
- d)重金属の溶出は、対象製品ごとに「別表11」の基準値に適合すること。
- e)製品に使用する革材料の製造において、「別表12」に定めるクロロフェノール類、有機スズ化合物、水銀、オルトフェニルフェノール、有機フッ素化合物、フマル酸ジメチルを使用していないこと。
- f)アゾ系色素の分解により生成する発がん性芳香族アミン(「別表13」の①)の溶出が、「別表14」に示す基準値に適合すること。また、「別表13」の②に定める発がん性染料を処方構成成分として添加していないこと。
- g)顔料仕上げ革の染色摩擦堅ろう度は、「別表15」に定める基準値に適合すること。

【証明方法】

(一社)日本皮革産業連合会が運営するJELラベルの認定を受けた革材料は、JELラベルの認定証の写しを提出することで下記の証明に代えることができる。

- a)製革業者が発行する原料供給証明書を提出すること。
- b)革材料からの臭気について、第三者機関による試験結果を提出すること。
- c)ホルムアルデヒドの溶出について、第三者機関による試験結果を提出すること。
- d)重金属の溶出について、第三者機関による試験結果を提出すること。なお、同一処方(同一工程、使用薬品)で色のみが異なる場合、色材に関する鉛、カドミウム、コバルト、クロムについては色ごとに試験を行うものとする。
- e)革材料の製造において表12の物質を使用していないことについて、製革業者が発行する証明書を提出すること。
- f)発がん性芳香族アミンの溶出について、第三者機関による試験結果を提出すること。また、発がん性染料を処方構成成分として添加していないことについて、製革業者が発行する染色証明書を添付すること。
- g)染色摩擦堅ろう度について、第三者機関による試験結果を提出すること。なお、同一処方(同一工程、使用薬品)で色のみが異なる場合、色ごとに試験を行うものとする。エンボスやプリーツ加工を行う場合、加工ごとに試験を行うものとする。

4-1-4.生物多様性の保全

<共通>

- (23)紙材(バージンパルプ)および木材を使用する製品は、原料として使用される原木が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であること。ただし、廃木材、建設発生木材、低位利用木材には本項目は適用しない。

【証明方法】

林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に従って合法性を確認*した材料が、申込者、製紙事業者、もしくは原料事業者により分別管理さ

れ、申込製品に供給されていることの証明書を提出すること。あわせて、前記証明書を発行する申込者、製紙事業者もしくは原料事業者は、以下のいずれかの証明書を提出すること。

- ① CoC(Chain of Custody)認証制度により、事業者として認証を受けていることの証明書
- ② 事業者認定(関係団体の定める管理規範に従って、合法性の証明された木材・木材製品の供給に取り組む当該団体の構成員について、その取組が適切である旨の認定等)を受けていることの証明書
- ③ 合法性が証明された木材・木材製品の分別管理方法(合法性を確認した木材のみを扱っている場合はその方法。以下同様。)、証明書の一定期間の保管などを定めた管理規範

なお、上記のうち②③を選択して提出する場合、前記証明書を発行する申込者、製紙事業者、もしくは原料事業者は、②にあつては関係団体の定める管理規範を、③にあつては合法性が証明された木材・木材製品の分別管理方法、証明書の一定期間の保管などに関する管理規範を定め、これをウェブサイトなどにより公表しなければならない。

* 最低限、当該木材・木材製品の合法性が証明されたものであり、かつ、分別管理されていることを記載した直近の納入先が発行する証明書を、確認していること。

<主要材料が木材>

(24)主要材料が木材に該当し、森林認証木材を使用する製品は、木材に占める第三者認証を受けた森林認証木材の質量割合が 70%以上であること。なお、質量割合はクレジット方式による認証方式でもよい。ただし、基準項目(1)を選択した場合は、本項目は適用しない。

【証明方法】

森林認証木材の質量割合の証明書および、製品として第三者の森林認証を受けていることの証明書を提出すること。

4-1-5.ユーザへの情報提供

<共通>

(25)以下 a)および b)の内容を取扱説明書、リーフレット、ウェブサイトなどでユーザに情報提供していること。なお、消費者が製品を購入する際に参照できる情報提供を行っていることが望ましい。

a)ユーザ自身が行えるシックハウス対策(適切な換気の励行など)に関する情報(塗料、接着剤、木質材料(エンジニアリングウッド)を使用する製品に限り適用する)

b)製品の適切な使用方法、点検などに関する情報

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また本事項を明記した取扱説明書、リーフレット、ウェブサイトなどの該当部分の写しを提出すること。

4-2.品質に関する基準と証明方法

<共通>

(26)品質および安全性について、該当する日本産業規格などの品質基準に適合していること。

【証明方法】

日本産業規格などの品質規格(寸法も含む)に基づく試験結果または JIS マーク表示対象事業者として認証を受けていること書類を提出すること。もしくは自社規格に基づく試験結果を提出すること。

5. 配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。なお、各項目の対応状況を付属証明書に記載すること。

(1)製品の包装(最終消費者に対する 1 販売単位)は省資源・資源循環に配慮し、以下の項目に適合していること。

a.紙材は、古紙パルプ配合率が 70%以上であること。

b.プラスチック材は、再生プラスチックの質量割合が 50%以上であること。

(2)材料等の輸配送の環境負荷などを考慮し、使用する材料に応じて地産材などの積極的な使用や効率的な輸送などを実施していること。

(3)申込製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること(複数型式を一括して申込む場合は代表型式による算定でも可とする)。定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 および ISO 14044)または経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものであることを説明できること。なお、定量的環境情報を開示する媒体(算定報告書等の URL)をエコマークウェブサイトの商品情報として公開する。

(4)使用後の製品の回収・リサイクルシステムが構築されていること。

(5)製品や部品の一部を交換・追加して製品の機能を拡張できるように設計されていること。

(6)屋内家具の金属部品に使用される焼付け塗装用の塗料、または、その塗料が使用された屋内家具(部品)は、ホルムアルデヒドの放散について、以下の a)～c)のいずれか一つに適合すること。

a)JIS 規格または JAS 規格による F☆☆☆☆等級に相当していること。

b)JIS A 1460「建築用ボード類のホルムアルデヒド放散量の試験方法－デシケータ法」により測定したホルムアルデヒド放散量が平均値:0.3mg/L 以下、最大値:0.4mg/L 以下であること。

c) JIS A 1901「建築材料の揮発性有機化合物(VOC)、ホルムアルデヒドおよび他のカルボニル化合物放散測定方法－小型チャンバー法」により測定したホルムアルデヒド放散速度が $5 \mu\text{g}/(\text{m}^2 \cdot \text{h})$ 以下であること。

(7) 屋内家具の金属部品に使用される焼付け塗装用の塗料は、別表 6 の「建材からの VOC 放散速度基準(建材から放散する VOC の自主表示に関する検討会)」の放散基準値を満たすこと。または、塗料における VOC の 4 物質(トルエン、キシレン、エチルベンゼンおよびスチレン)の各々の含有量が 0.1%(質量比)未満であること。

6. 商品区分、表示など

(1) 商品区分(申込区分)は、別表 1 または 別表 2 の中分類毎、主要材料毎、選択する基準項目毎((1)(2)(3)(4)(22)(24))、かつ、商品名毎とする。ただし、色調、大小による区分は行わない。

(2) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)の特定調達品目に該当する製品は、エコマーク事務局のウェブサイトにおいて、判断の基準への適合状況を公表する。

(3) 原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



(表示方法に関する注記)

- * ログマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- * 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、「エコマーク商品」などを表記してもよい。
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」
- * 環境省「環境表示ガイドライン(https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/eco_label/guideline/)」などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
- * その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

[制改定履歴]

2016年 6月 1日	制定 (Version2.0)
2017年 2月 1日	改定 (用語の定義、Version2.1)
2017年 9月 1日	改定 (4-1-3(21)別表 8、Version2.2)
2018年 3月 1日	改定 (4-1-4(23)、Version2.3)
2018年 8月10日	改定 (4-1-1(1)、(5)、4-1-3(12)、(15)、(17)、5(6)、(7) Version2.4)
2019年 4月 1日	改定 (マーク表示)
2022年 3月 1日	有効期限延長
2022年12月15日	改定 (用語の定義、4-1-1(4)、4-1-3(11)、別表 4 Version2.5)
2023年 3月15日	改定 (4-1-1(1)(2)、別表 2 Version2.6)
2023年 9月 1日	改定 (別表 6 Version2.7)
2024年 8月 1日	改定 (4-1-3(21)、(22)、別表 8・9・11・12・15、 Version2.8)
2025年 4月 1日	改定 (5.(3) Version2.9)
2028年 5月31日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

別表1 家具対象表（日本標準商品分類より）

大分類	中分類
たんす	和たんす
	整理たんす
	洋たんす
	整理たんす(チェスト)
戸だな	飾り戸だな(すみ(隅)だなを含む。)
	書籍戸だな(本箱を含む。)
	サイドボード(カッボード)
	食器戸だな(水屋、はえ帳を含む。)
	茶だな(茶だんす)
	整理戸だな類
	陳列戸だな
	げた箱
	その他戸だな
	たな
飾りだな	
陳列だな	
整理だな	
その他のたな	
箱	衣類整理箱
	縫製箱
	がん(玩)具箱
	レコードキャビネット
	事務用整理箱
	その他の箱
フォノキャビネット	ラジオキャビネット
	テレビキャビネット
	ステレオキャビネット
	その他のフォノキャビネット
机	座机
	立机
	学校用机
テーブル(卓子)	座卓
	立卓
鏡台	一面鏡台
	三面鏡台
	姫鏡台
	姿見(脚付き)
	壁掛け鏡
	ドレッサー
	その他鏡台
台	調理台
	配ぜん(膳)台
	流し台
	ガス台
	作業台
	実験台
	陳列台

大分類	中分類
	売場台(カウンターを含む。)
	その他の台
いす(椅子)及び腰掛け	ソファ(1人用ひじなし)
	スツール
	座いす
	小いす
	ひじ掛けいす(ソファを含む。)
	長いす(ソファベンチを含む。)
	寝いす(安楽いすを含む。)
	乳幼児用いす
	特殊用途いす
ベッド	普通ベッド
	ハリウッドベッド
	二段ベッド
	ベビーベッド
	スタディベッド
	コンバーチブルベッド
	特殊用途のベッド
	ベッド用部品
	その他のベッド
マットレス(運動用を除く)	スプリングマットレス
	フォームマットレス
	ウォーターマットレス
	その他のマットレス(運動用を除く。)
ロッカー	更衣用ロッカー
	物品用ロッカー
器物台	花器台
	植木台
	電話台
	置物台
	テレビ台
	囲碁・将棋盤用の台
	見台
	その他の器物台
衣こう(桁)つい(衝)立及びびょうぶ(屏風)	衣こう(桁)つい(衝)立及びびょうぶ(屏風)
帽子掛け及びかさ(傘)立	帽子掛け及びかさ(傘)立
ベビーサークル及び揺らん	ベビーサークル及び揺らん
サービスワゴン	木製サービスワゴン
	金属製サービスワゴン
	その他のサービスワゴン
本立(ブックエンドを含む)及びマガジンラック	木製本立(ブックエンドを含む)及びマガジンラック
	金属製本立(ブックエンドを含む)及びマガジンラック
	その他の本立(ブックエンドを含む)及びマガジンラック
黒板	黒板
教壇及び演壇	教壇及び演壇
ふみ台	ふみ台

別表2 グリーン購入法特定調達品目

大分類	中分類
いす	回転いす
	折り畳みいす
	固定いす
	教室用いす
	特殊いす
机	机
	テーブル
	カウンター
	台
棚	書架
	物品棚
	移動棚
	その他
収納用什器	システム収納
	キャビネット
	ロッカー
	小型の収納
	ワゴン
ローパーティション	システム型製品
	自立型製品
コートハンガー	コートハンガー
傘立て	傘立て
掲示板	壁掛式
	自立式
黒板	壁掛式
	自立式
ホワイトボード	壁掛式
	自立式
個室ブース	個室ブース
ディスプレイスタンド	ディスプレイスタンド
ベッドフレーム	ベッドフレーム
マットレス	マットレス

別表3 リデュース・リサイクル配慮設計チェックリスト

No.	目的	項目	要件
1	原材料等の使用の合理化 長期間の使用の促進	軽量の部品等の採用を考慮したか	
2		耐久性の高い部品または長期間の使用が可能な部品の採用を考慮したか	
3		異なる機種の部品と共通することにより、修理の容易化または部品等の交換の容易化を考慮したか	
4	原材料の工夫	再生資源としての利用が可能な原材料の使用を考慮したか	
5		部品等に使用する原材料の種類数の削減を考慮したか	
6		再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離することが困難な部品等の数の削減を考慮したか	
7	構造の工夫	ねじの数量の削減を考慮したか	
8		再生資源としての利用が可能な原材料の部品等を他の原材料の部品等から分離することが容易な接合方法、部品等の取り外しの容易化を考慮したか	
9		回収および運搬の容易化を考慮したか	
10		重量が 100g 以上の合成樹脂製の部品等の材質名の表示その他の分別のための工夫を考慮したか	
11	事前評価	前記の評価項目、評価基準および評価方法を定めているか	No.1～10 の評価基準書などの提出
12		前記の評価を行うに際し、必要な記録を行ったか。	No.1～10 の評価した記録文書などの提出
13	情報の提供	構造、部品等の取り外し方法、部品等の材質名の情報提供を行っているか	取扱説明書などの該当箇所の写しの提出

別表 4(a) バイオマスプラスチック(原料樹脂)の持続可能性に関するチェックリスト

No	目的	要求 (実現されなくてはならない項目)	対象	実現	実施方法 (該当する全ての項目に☑)
1	地球温暖化の防止、自然生態系の保全	植物を栽培する主たる農地は、2008年以降に生物多様性の価値が高い土地、炭素蓄積量の多い土地(森林・泥炭地など)からの土地改変が行われていないか。	農地	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ/ <input type="checkbox"/> 残渣・副産物または廃棄物に該当するため、本項は適用しない*	<input type="checkbox"/> 現地の土地改変に係る法令を確認した。 <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。 <input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。または、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [] ・公表場所 [] <input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [] <input type="checkbox"/> その他(具体的に記入) []
2	生態系の保全	遺伝子組み換え農作物を原料とする場合、安全性の確保について評価を行ったか。	農地	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ/ <input type="checkbox"/> 遺伝子組み換え農作物は不使用のため本項は適用しない <input type="checkbox"/> 残渣・副産物または廃棄物に該当するため、本項は適用しない*	<input type="checkbox"/> 現地の遺伝子組み換え農作物に係る法令を確認した。 <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。 <input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。または、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [] ・公表場所 [] <input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [] <input type="checkbox"/> その他(具体的に記入) []
3	土地の酸性化・富栄養化、水質汚染の防止	植物の主たる栽培地における肥料・農薬の使用状況を把握したか。「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs条約)で規制されている農薬が使用されていないか。	農地	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ/ <input type="checkbox"/> 残渣・副産物または廃棄物に該当するため、本項は適用しない*	<input type="checkbox"/> 現地の肥料・農薬に係る法令を確認した。 <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。 <input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。または、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [] ・公表場所 [] <input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [] <input type="checkbox"/> その他(具体的に記入) []

No	目的	要求 (実現されなくてはならない項目)	対象	実現	実施方法 (該当する全ての項目に☑)
4	適正な水利用	植物の主たる栽培地における水の 使用状況を把握したか。	農地	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ/ <input type="checkbox"/> 残渣・副産物または廃棄物に該当するため、本項は適用しない*	<input type="checkbox"/> 現地の水使用に係る法令(取水制限など)を確認した。 <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。 <input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。または、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [] ・公表場所 [] <input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [] <input type="checkbox"/> その他(具体的に記入) []
5	再生資源の利用、 食糧との競合回避	バイオマスプラスチック(原料樹脂)の粗原料の一部として、現地の再生資源が入手可能な場合、優先的に使用したか。	原料樹脂	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ/ <input type="checkbox"/> 再生資源が入手できないため本項の適用外	使用する再生資源名 [] 再生資源の発生量・割合 []
6	地球温暖化の防止	粗原料の主たる製造工場において、発酵などにより地球温暖化係数の高いメタンを排出する場合、その処理状況を把握したか。	粗原料製造工場	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ/ <input type="checkbox"/> 本項の適用外(左記に該当しない)	<input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。 <input type="checkbox"/> その他(具体的に記入) []
7	非化石エネルギー、再生可能エネルギー源の利用	栽培から原料樹脂製造までの工程において、非化石エネルギー源(例えば、バガスやバイオガス、オフガスなど)や再生可能エネルギーを出来る限り活用したか。	製造工場	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ	エネルギー名と活用方法 []
8	法令順守	バイオマスプラスチック(原料樹脂)製造は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など法令を順守しているか。	樹脂製造工場	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ	モノマー製造事業者・工場名 [] 樹脂製造事業者・工場名 []

* EU の再生可能エネルギー指令(RED)による残渣・副産物(Residues)または廃棄物(Waste)

別表 4(b) 新たなバイオマスプラスチックまたはバイオマス原料を使用した製品の申請に係る
 情報提供シート

年 月 日

提出先：公益財団法人日本環境協会
 エコマーク事務局 宛

会社名： _____
 部署： _____
 記載者名： _____
 E-mail： _____

1. エコマーク申請商品に使用されるバイオマスプラスチックに関する情報

項目	記入欄
樹脂の種類(例：PE)	
構造式	
主な用途(成型品・繊維)	
バイオマスプラスチックの上市 と生産量	<input type="checkbox"/> 上市済み(<input type="checkbox"/> 国内 / <input type="checkbox"/> 海外) <input type="checkbox"/> 未発売(発売予定時期 年 月頃) 生産量(予定・推測を含む) トン(年)
樹脂を製造する事業者名(およ び URL) (提案者以外の事業者を含め て、提案樹種のバイオマスプ ラスチックの製造事業者名を記 載して下さい)	
代替する樹脂(化石資源由来の 樹脂)	
原料から樹脂製造までの一連 の製造工程のフロー図 (原料採取からモノマー、樹脂 製造までの各工程の説明、発酵 工程などの有無等)	別紙可
全面的バイオマス／部分的バイ オマス	<input type="checkbox"/> 全面的バイオマス(バイオベース合成ポリマー含有率 100%) <input type="checkbox"/> 部分的バイオマス → 当該樹脂中に配合できる最大のバイ オベース合成ポリマー含有率【 % 】
マスバランス(MB)方式の有無	<input type="checkbox"/> 実配合 / <input type="checkbox"/> MB 方式 ※MB 方式の場合には、本取扱方針の対象外です。
生分解性能の有無	<input type="checkbox"/> あり / <input type="checkbox"/> なし
使用後の処理方法 代替する樹脂(化石資源由来の 樹脂)と比較して、廃棄・リサイ クル等の課題はあるか。(想定 される廃棄方法等)	

2. バイオマス原料の素性

項目	記入欄
バイオマス原料(植物名など)の 種類	
栽培地(国、州、市等)、または	

項目	記入欄
廃棄物・副産物等の場合には発生過程等	
当該バイオマス原料の生産量または発生量	
当該バイオマス原料の主な用途（主産物または副産物のどちらに該当するか。）	
栽培地の状況（植物の場合、どのような土地で栽培されているのか。（例：泥炭地））	
今後、当該バイオマスプラスチック生産が拡大した場合、原料への影響はあるか。（他用途への影響、原料となる植物栽培の急拡大による他への影響の可能性など）	
食糧との競合はないか。	
再生資源は利用可能か。（再生資源の場合、発生源、収集方法、EU RED での扱いなど）	

3. バイオマス原料の持続可能性に関する情報

項目	記入欄
原料に関する持続可能性の認証制度またはイニシアティブ等（例：RSPO、ISCC）の存在の有無および取得状況（ある場合は具体的な名称と基準内容）	
原料の栽培に関して NGO や研究者から持続可能性の観点で指摘されている点があるか。（ある場合には、具体的な内容、URL）	
その他、当該バイオマス原料について懸念となる部分はあるか。	

4. その他

項目	記入欄
同じバイオマス原料を利用して製造されたバイオマスプラスチックの存在有無（ある場合には、樹脂名を記載）	
その他	

※その他、製造事業者の会社概要や関連する資料を添付して下さい。

本情報提供シートでご提出いただいた情報は、エコマークの申請書類の一つとして、エコマーク事務局および関連委員会限りで取扱います。なお、審査委員会は、提出されたチェックシートの情報にもとづきバイオマスプラスチックの持続可能性を精査しますが、必要に応じて追加調査や、審査委員会内に設置された評価パネルに照会を行うことがあります。また通常の審査よりも審査期間が長くなる場合があります。

別表5 塗料において使用を制限する重金属類

化学物質名
カドミウム
水銀
六価クロム
鉛
ヒ素
アンチモン
トリブチルスズ
トリフェニルスズ

別表6 VOC 放散速度基準値

対象 VOC	放散速度基準値 ($\mu\text{g}/\text{m}^2\text{h}$)
トルエン	38
キシレン	29
エチルベンゼン	550
スチレン	32

別表7 含有率基準値

化学物質名	含有率 [wt%]
鉛およびその化合物	≤ 0.1
水銀およびその化合物	≤ 0.1
カドミウムおよびその化合物	≤ 0.01
六価クロム化合物	≤ 0.1

※含有率は均質物質(全体的に一様な組成で機械的に分離できる最小単位)における含有割合を指す。

別表8 繊維製品加工剤の基準

物質名	基準値	試験方法	対象製品
有機水銀化合物 トリフェニルスズ化合物 トリブチルスズ化合物	検出されないこと	厚生省令 34 号	防かび剤が使用されている製品
ディルドリン DTTB	30ppm 以下	厚生省令 34 号 OekoTex	毛製品、防虫加工剤が使用されている製品
APO TDBPP ビス(2・3-ジブロムプロピル) ホスフェイト化合物	検出されないこと	厚生省令 34 号	防災剤、難燃加工剤が使用されている製品
PFOS PFOSF PFOA PFHxS	使用のないこと		フッ素系撥水剤、はっ油剤、防汚加工剤が使用されている製品
DEHP/ DBP/ BBP/ DNOP/ DINP/ DIDP	0.1wt%以下	EN15777:2009 厚生省告示 370 号 OekoTex	乳幼児用製品でプリントがされている製品

別表9 ホルムアルデヒドの含有基準

物質名	基準値	試験方法
ホルムアルデヒド	75ppm 以下	厚生省令第 34 号 JIS L 1041 ISO17226-1,2

別表10 禁止染料・顔料リスト(繊維)

①分解して下記の発がん性アミン類を生成する可能性があるアゾ系色素

(JIS L 1940-1 および JIS L 1940-3(ISO24362-1、ISO24362-3、あるいは EN 14362-1、EN14362-2)により下記の芳香族アミンの検出値が 30mg/kg を超えて検出されるもの)

CAS RN	名称
92-67-1	4-Aminobiphenyl
92-87-5	Benzidine
95-69-2	4-Chloro-o-toluidine
91-59-8	2-Naphthylamine
97-56-3	o-Aminoazotoluene
99-55-8	2-Amino-4-nitrotoluene
106-47-8	4-Chloroaniline
615-05-4	2,4-Diaminoanisole
101-77-9	4,4'-Diaminodiphenylmethane
91-94-1	3,3-Dichlorbenzidine
119-90-4	o-Dianisidine; 3,3'-Dimethoxybenzidine
119-93-7	o-Tolidine; 3,3'-Dimethylbenzidine
838-88-0	4,4'-Diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane
120-71-8	p-Cresidine
101-14-4	4,4'-Diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane
101-80-4	4,4'-Diaminodiphenyl ether
139-65-1	4,4'-Diaminodiphenyl sulfide
95-53-4	o-Toluidine
95-80-7	2,4-Diaminotoluene
137-17-7	2,4,5-Trimethylaniline
90-04-0	o-Anisidine
95-68-1	2,4-Xylidine
87-62-7	2,6-Xylidine
60-09-3	4-Aminoazobenzene

② 発がん性染料

CAS RN	カラーインデックス名称	C.I. Number
569-61-9	C.I. BASIC RED 9	CI 42500
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500
3761-53-3	C.I. ACID RED 26	CI 16150
2602-46-2	C.I. DIRECT BLUE 6	CI 22610
1937-37-7	C.I. DIRECT BLACK 38	CI 30235
573-58-0	C.I. DIRECT RED 28	CI 22120
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855
632-99-5	C.I. BASIC VIOLET14	
82-28-0	C.I. DISPERSE ORANGE11	

③ 皮膚感作性染料

CAS RN	カラーインデックス名称	C.I. Number
2475-46-9	C.I. DISPERSE BLUE 3	CI 61505
12222-75-2	C.I. DISPERSE BLUE 35	

CAS RN	カラーインデックス名称	C.I. Number
12223-01-7	C.I. DISPERSE BLUE 106	
61951-51-7	C.I. DISPERSE BLUE 124	
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855
730-40-5	C.I. DISPERSE ORANGE 3	CI 11005
51811-42-8	C.I. DISPERSE ORANGE 37	
2872-52-8	C.I. DISPERSE RED 1	CI 11110
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500
3179-90-6	C.I. DISPERSE BLUE 7	CI 62500
3860-63-7	C.I. DISPERSE BLUE 26	CI 63305
12222-97-8	C.I. DISPERSE BLUE 102	
2581-69-3	C.I. DISPERSE ORANGE 1	CI 11080
12223-33-5	C.I. DISPERSE ORANGE 76	
2872-48-2	C.I. DISPERSE RED 11	CI 62015
3179-89-3	C.I. DISPERSE RED 17	CI 11210
119-15-3	C.I. DISPERSE YELLOW 1	CI 10345
6373-73-5	C.I. DISPERSE YELLOW 9	CI 10375
12236-29-2	C.I. DISPERSE YELLOW 39	
54824-37-2	C.I. DISPERSE YELLOW 49	
23355-64-8	C.I. DISPERSE BROWN1	

参考:国際がん研究機関(IARC)
 米国国家毒性プログラム(NTP)
 EU Directive 76/769/EC
 EU Directive 2002/61/EC
 染料および有機顔料製造会社生態毒物学協会(ETAD)
 Oeko-Tex Standard 100

別表 11 重金属の溶出基準

物質名	基準値	試験方法
鉛	0.8mg/kg 以下	ISO17072-1
カドミウム	0.1mg/kg 以下	ISO17072-1
ニッケル	4.0mg/kg 以下	ISO17072-1
コバルト	4.0mg/kg 以下	ISO17072-1
六価クロム	検出しないこと	JIS K 6558-10-1,2 ISO17075-1,2
総クロム	200mg/kg 以下	ISO17072-1

別表 12 使用制限物質の一覧

ククロフェノール類	トリクロロフェノール(TriCP) テトラクロロフェノール(TeCP) ペンタクロロフェノール(PCP)
有機スズ化合物	ジブチルスズ、ジオクチルスズ、モノブチルスズ、トリシクロヘキシルスズ、トリメチルスズ、トリオクチルスズ、トリプロピルスズ、トリブチルスズ、トリフェニルスズ
水銀	
オルトフェニルフェノール	
有機フッ素化合物	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)と関連物質 パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩
フマル酸ジメチル	

別表 13 禁止染料・顔料リスト(革材料)

①発がん性芳香族アミン

CAS RN	名称
92-67-1	4-Aminobiphenyl
92-87-5	Benzidine
95-69-2	4-Chloro-o-toluidine
91-59-8	2-Naphthylamine
97-56-3	o-Aminoazotoluene
99-55-8	2-Amino-4-nitrotoluene
106-47-8	4-Chloroaniline
615-05-4	2,4-Diaminoanisole
101-77-9	4,4'-Diaminodiphenylmethane
91-94-1	3,3-Dichlorbenzidine
119-90-4	o-Dianisidine; 3,3'-Dimethoxybenzidine
119-93-7	o-Tolidine; 3,3'-Dimethylbenzidine
838-88-0	4,4'-Diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane
120-71-8	p-Cresidine
101-14-4	4,4'-Diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane
101-80-4	4,4'-Diaminodiphenyl ether
139-65-1	4,4'-Diaminodiphenyl sulfide
95-53-4	o-Toluidine
95-80-7	2,4-Diaminotoluene
137-17-7	2,4,5-Trimethylaniline
90-04-0	o-Anisidine
95-68-1	2,4-Xylidine
87-62-7	2,6-Xylidine
60-09-3	4-Aminoazobenzene

② 発がん性染料 5 種

CAS RN	カラーインデックス名称	C.I. Number
569-61-9	C.I. BASIC RED 9	CI 42500
3761-53-3	C.I. ACID RED 26	CI 16150
6459-94-5	C.I. ACID RED 114	CI 23635
2602-46-2	C.I. DIRECT BLUE 6	CI 22610
1937-37-7	C.I. DIRECT BLACK 38	CI 30235

別表 14 発がん性芳香族アミンの溶出基準

物質名	基準値	試験方法
発がん性芳香族アミン	検出せず	ISO17234-1 ISO17234-2

別表 15 染色摩擦堅ろう度の基準

	乾燥試験	湿潤試験	試験方法
顔料仕上げ革	3-4 級以上	2-3 級以上	JIS K 6559-3 ISO11640

別紙

回収・リサイクルシステムに関する証明書類

1. 回収・リサイクルシステムの概要

回収・リサイクルシステムの整備は、許可を受けた収集運搬業者／処分業者が行い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などの法令などに違反しない方法によること。なお、メーカーまたは販売事業者が「再生利用認定制度」または「広域認定制度」の認定を受けている場合は本項目に適合する。

2. 必要な証明書類

(1)回収フローの説明

- ・回収フロー図

(2)処理フローの説明

- ・処理フロー図
- ・リサイクルする部分の構造、重量などの設計仕様書、リサイクルの用途など、
マテリアルリサイクル部分が90%以上であることを示す説明資料

(3)回収・リサイクルシステム適用地域

(4)回収、リサイクルを行う事業者(中間処理業者含む)のリストおよび各事業者の許可の有無(許可が不要の場合は、その理由)

(5)ユーザへの情報提供(取扱説明書、および製品本体への表示が必須)

- ・ユーザ(引取依頼者)の回収費用、処理費用負担の有／無
- ・回収要請の連絡先
- ・使用後に回収・リサイクルすることの明示

(6)管理体制

- ・回収結果、処理結果の把握方法
- ・回収・処理事業者への紹介を行う場合には、その連絡・指示系統の説明
- ・回収・処理状況の管理(帳票保管など)

(7)過去の回収・リサイクル実績の有／無(実績がある場合には、実際の回収実績を報告(エコマーク認定製品に限らず、会社総体の実績でもよい))

※「再生利用認定制度」または「広域認定制度」の認定を受けているケースであれば、上記のうち(1)(3)(4)(6)は満足する。その場合は、認定証の写しを添付することで、証明に代えることができるものとする。

以上